

熊本県消費生活協同組合事務指導要領

1 要領の目的

熊本県知事は、消費生活協同組合法に基づき、地域または職域が熊本県内にのみにある消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、組合の業務及び会計状況について法令及び定款の遵守を指導し、組合の適正な運営に資すると同時に、組合の活動に必要な行政指導を行うものであり、この要領は、そのために必要な常例的な事務指導について、取りまとめたものである。

2 事務指導の実施計画

毎年度末に、翌年度の各組合の事務指導計画を立てる。常例的な事務指導結果、当該年度の立入事務指導の結果、更に消費生活協同組合実態調査取りまとめなどをもとに、各組合ごとの指導の課題、重点事項、当要領に基づく立入事務指導の実施計画をたて、それに基づき実施するが組合の状況により必要が生じた場合は、実施計画にとらわれず、事務指導を実施する。

なお、事務指導計画は、別添指導計画書の様式によることとする。

3 立入事務指導について

2で述べたように、当要領に基づき、立入事務指導の実施計画を立てて、それに基づき実施するが、実施計画を立てるにあたっては、3年間で全組合の立入事務指導を行うように計画する。なお、設立後まもない組合、又は以前の立入事務指導や組合活動の中で問題が生じている組合については、優先的に指導を行うようにする。

① 上記実施計画を立てるにあたっては、組合の実情、問題点等を勘案して、指導が効率的に実施できるよう、十分留意する。

② 組合の事務について精通している県職員2名以上をもって、立入事務指導班を編成する。なお、必要に応じ、公認会計士等を同行する。

③ 立入事務指導の事前準備

ア 立入事務指導の実施にあたっては、立入事務指導対象組合に対し、少なくとも3週間前までに実施期日、事務指導班員名、その他必要な事項について文書で通知すること。同時に立入指導対象組合に対し、別添「消費生活協同組合立入事務指導事前提出資料」を送付し、少なくとも、指導実施日の1週間前までに期日を切って提出を求めること。

イ 指導実施組合に対し、事前に提出を求めるものは、上記「消費生活協同組合立入事務指導事前提出資料」、直近及びその前年並びに前々年の総会（総代会）議案書、定款及び必要な規約・規則、その他県知事が必要と認める書類とする。

ウ 指導班員は、事前提出資料等により、指導対象組合の運営状況、懸案事項、財務状況等についてあらかじめ把握し、必要に応じ、関係する行政庁との打合せ等を行うこと。特に、組合の経営状況については、必要に応じて商工政策課の協力を得て経営上の問題点、改善方法等について、把握すること。

④ 事務指導の項目

別添「熊本県消費生活協同組合立入事務指導項目」によること。なお、この項目は、「熊本県消費生活協同組合検査項目」に準じている。

⑤ 立入事務指導の方法

立入事務指導に当たっては、理事その他責任者を立ち合わせることに。

⑥ 立入事務指導後の処理

ア 立入事務指導の結果については、終了後必要に応じ講評を行うこと。

イ 指導班員は、帰庁後、速やかに指導結果を復命すること。

ウ 組合において、改善を要すると認められる事項については、必要に応じ、文面をもって指摘もしくは指示を行い、その結果については、期限を切って、報告を求めること。報告がなされない、もしくは改善が見られない場合は、再度事務指導を行うこと。複数回事務指導を行ったのち、報告がなされない、もしくは改善がなされないときは、法第94条第2項による検査を行うこと。

附則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。